

I. Hoksプランに基づく「ストレスチェック」支援事業 実施要領

実施目的

当組合では、労働安全衛生法の一部改正によりストレスチェックの実施が義務化されたことに伴い、現在推進中の「健康管理事業総合計画（Hoksプラン）」に基づくメンタルヘルス対策の一環として、加入事業所に対する関連情報の提供、当組合と連携するストレスチェック事業者の紹介および費用の一部負担等を実施いたします（下図参照）

対象

当組合の加入事業所（50人未満の事業所も対象となります）

※ 当事業を通じストレスチェックの利用を申し込まれる場合は、産業医の配置が要件となります

※ 50人未満の事業所もお申込みができます。ただし、実施する場合は「50人以上の事業所」と同一の手順により実施することが求められます。（将来的には、50人未満事業所においても「努力義務」から「実施義務」となることが予想されます）

事業内容

- (1) 職場のメンタルヘルス研修会等の実施
- (2) 上記研修会における参加事業所へのストレスチェック支援事業の案内
- (3) 当組合と連携したストレスチェック事業者の紹介
- (4) ストレスチェック実施費用の一部負担（下表参照）
- (5) その他

ストレスチェック実施費用の一部負担について

- (1) 当組合は㈱フィスメックと契約し、ストレスチェック1人当りの実施費用を500円と定め、そのうち50円を負担します
- (2) 実施後に結果データの提供（1回実施につき一律30,000円）
その他のオプションに基づく資料を希望する場合は、事業主の負担となります【**ストレスチェックサービス申込み**】をご覧ください
- (3) 上記の費用は、㈱フィスメックから健保組合、事業所別に請求されます

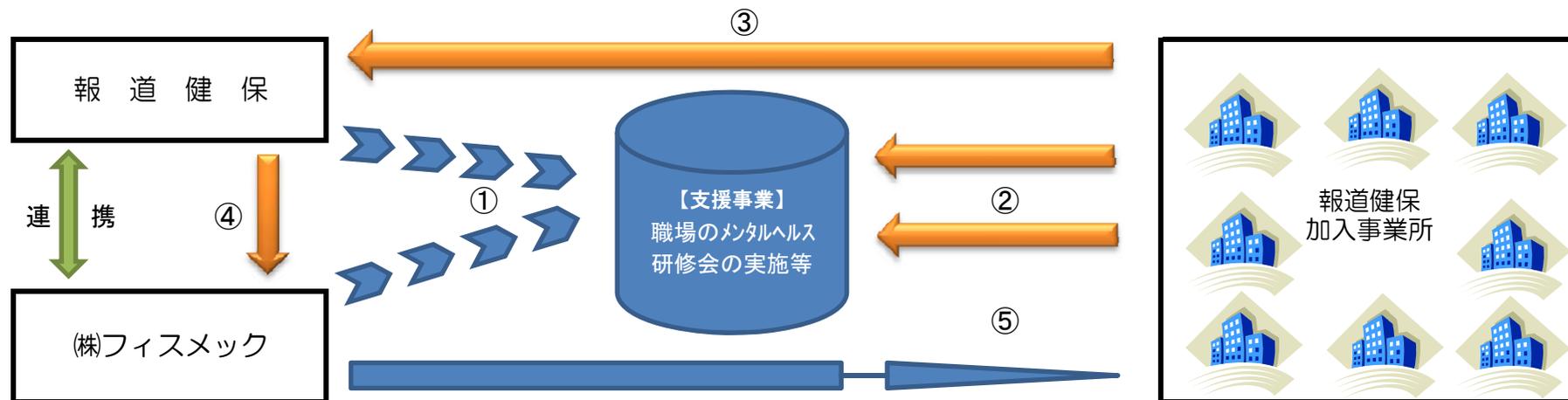
(税別)

項目	費用		
	事業主	健保組合	計
ストレスチェック（1人当）	450円	50円	500円
実施結果データ提供料（一律）	30,000円		30,000円

その他のオプション項目は、【ストレスチェックサービス申込み】をご覧ください。

※一部負担は、当組合の被保険者資格を有する方が対象となります
※一部負担の支払いに際し、当組合において受検者の被保険者資格確認のため、証番号・氏名のみ申し受けますのでご了承ください

Ⅱ. 「ストレスチェック」利用申込と実施の流れ



① メンタルヘルスに関する研修会の実施

- ・ 健保組合と(株)フィスメックとの連携により、職場のメンタルヘルスに関する研修会を実施していきます
- ・ 研修会において、参加事業所に対しストレスチェック事業の案内をおこないます
- ・ ストレスチェック事業者の紹介、及び各種情報の提供等をおこないます

② 事業所の研修会等への参加

- ・ 積極的に研修会等、事業への参加をお願いします（健保組合側から開催案内、その他各種広報により参加を促進します）

③④ ストレスチェックの利用申込み（当組合ホームページからのWeb申込み） ログインコード（事業主宛通知を参照）を入力

- ・ 当組合のホームページを経由し、(株)フィスメック指定の「ストレスチェックサービスお申込み事業申込書」に必要事項を入力してください
- ・ 申込み方法は、上記Webによる申込み以外は取り扱っておりませんのであらかじめご承知おきください
- ・ 事業所単位でのお申込みとなります（ただし、産業医を配置していない場合はお申込みできませんのでご注意ください）
- ・ 50人未満の事業所も利用可能です

※実施詳細につきましては、直接、(株)フィスメックにお問合せください。ご質問について詳細にご回答いたします。

【お問合せ先 E-mail: tsk-check@fismec.co.jp】

⑤ ストレスチェックの実施

- ・ 事業所と(株)フィスメックにおいて、実施内容、費用等について打ち合わせをおこなった後、ストレスチェックを実施します

ストレスチェック支援事業申込書